

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（6か月）について

岡山県は、訪問販売において不適正な取引を行っていた株式会社正夢^{せいむ}（福岡県久留米市）に対し、本日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するように命じました。

また、当該事業者については、経済産業省中国経済産業局、広島県においても本日付けで業務停止命令（6か月）を行っています。

記

1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社正夢（セム）
屋号：日本ライフサポート
- (2) 代表者：代表取締役 江村 雄人（エムラ ユウジロウ）
- (3) 所在地：福岡県久留米市東和町四丁目4号ウイングコート久留米2F
- (4) 営業所：岡山、広島、北九州、久留米、大分
- (5) 資本金：300万円
- (6) 設立：平成23年1月26日

2 取引の概要

同社は、家庭用温熱治療器「びわ温究」及び低周波・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器「極楽仙人Ⅱ」（以下併せて「本件商品」という。）の訪問販売を行っていた。

3 業務停止命令の内容

(1) 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成27年11月25日から平成28年5月24日まで（6か月間）

4 命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（法第3条）

同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者宅を訪問した際に、商品の体験であるかのように告げるだけで、消費者に対し、勧誘に先立って、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていなかった。

また、同社は、「日本ライフサポートの〇〇と言います。」と同社の屋号と営業員の名前を名乗るだけで、会社名を消費者に告げていなかった。

(2) 契約の締結を必要とする事情に関する事項についての不実告知（法第6条第1項第6号）

同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、「お母さんの血管は詰まる寸前です。そのまま放っておいたら、血管が詰まって将来、足を切らなければいけなくなります。」「足が青くなっています。腐ってきていますよ。このままでは、足を切らないといけなくなりますよ。」などと告げており、いまのままでは健康を害するおそれがあるかのように、消費者の恐怖心を煽るような不実のことを告げていた。

(3) 迷惑解除妨害（法第7条第4号、同法施行規則第7条第1号）

同社は、本件商品の売買契約の締結後、クーリング・オフ期間内に解約を申し出た消費者に対し、「長く続けていれば絶対に効果があります。」などと言って、クーリング・オフをさせないように消費者を熱心に説得し、さらに、クーリング・オフの申し出を撤回する旨の念書を書かせていた。

5 事例（傍線部について違反を認定）

【事例1】

平成26年8月、消費者A宅に「こんにちは。日本ライフサポートです。健康の話を聞いてもらえませんか。」という電話があった。Aは話を聞くだけなら良いと思い訪問を了解した。

Aが電話を切って30分も経たないうちに、玄関の方から「こんにちは。」と声がしたので、Aが玄関に出てみると、同社の営業員Zが立っていた。

Zは「さきほどお電話をした日本ライフサポートのZと言います。健康の話をしに来ました。話がちょっと長くなるので、家の中にあげてもらえませんか。」と言った。Zは、健康の話をしに来たとは言ったが、何かを売りに来たとは言わなかった。Aは「話が長くなるなら。」と思ってZを家の中に入れた。

Zは「良いものを持ってきているので、体験しませんか。これは『びわ温究』というもので、もぐさとびわの葉の成分が配合されていて、使うと足や腰の痛みが楽になるんですよ。」「ちょっと試してみませんか。」と言った。Aは日頃から足や腰が痛くて痺れていて辛いので、少しでも楽になるならと思い、試してみ

ることとした。

Aは、Zの言うとおりに大きいマットの上に仰向けになり、小さいマットを足に巻いた。

体験が終わった後、Zは、Aに血管の絵を見せながら「お母さんの血管は詰まる寸前です。このまま放っておいたら、血管が詰まって将来、足を切らなければいけなくなります。」「お母さんの血管はもうこのくらい詰まっていますよ。」「血管が詰まったら心筋梗塞や脳血栓、動脈硬化を起こしますよ。」「このままだと足が壊死して、切らなければいけなくなりますよ。」と言った。

Aは「自分の足を切断することになったら、大変なことになる。」と思い恐ろしくなった。

【事例 2】

平成26年5月、消費者B宅に同社から電話がかかり、「足裏のツボを押す良い器械があります。今日は、お近くを回っていますので、試してみませんか。」と言われた。Bは「竹踏みを、何十年も朝晩やっているの結構です。」と言って断ったところ、電話の女性が「竹踏みよりもっといいものがあります。体験無料なので是非試してください。」と言った。Bは、そんなもので体が良くなるとは思えなかったの断ったが、女性から「寄らせてください。」と言われたので、Bは仕方なく「午後2時頃ならおりますけど。」と言った。

その日の午後、同社の営業員YがB宅にやって来たが、会社名や名前は言わなかった。Yが、「試しに使ってみてください。」と何度も言うので、Bは、試すだけならと思い、低周波・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器「極楽仙人Ⅱ」の体験することにした。BはYに体験するには、電源が必要と言われたので、玄関からすぐの部屋で体験することにした。

Bは、椅子に座り、「極楽仙人Ⅱ」に足をのせる時、靴下を脱ぐと、YはBの足を見るなり、「足が青くなっています。腐ってきていますよ。このままでは、足を切らないといけなくなりますよ。」と言い、「治さないといけませんよ。治りますよ。」と言った。Bが「極楽仙人Ⅱ」の体験をしている間、Yは「治しましょう。」「治さないといけませんよ。」「治りますよ。」ということを何度も繰り返し言った。

体験が終わった頃、BがYに値段を聞くと、「税込みで42万5千円です。」と言った。Bが「高いし、お金を持ってないから、買えません。」と言うと、Yは「銀行まで連れて行きますよ。」と言った。Bは、買う気がなかったの「息子に相談しないと決められません。」と言って断ると、Yは「息子さんに説明するので、息子さんから電話してもらってください。」と言い、名刺を差し出し、名刺に書いてある電話番号に電話するように言った。Bは、名刺を見て営業員がYという名前であることを知った。

【事例 3】

平成26年6月、消費者C宅に同社から「火を使わないお灸があるんですよ。」

見て頂くだけでいいんです。見るだけ見てやってください。」という電話があった。Cは「見るだけなら」と、訪問を承諾したところ、その日の午後に、同社の営業員XがC宅を訪問した。

Xは「先程お電話させていただいた件で来させていただきました。」などと言い、Cに腰痛の具合を尋ねたので、Cが、農作業中に腰を痛め、医者に行っても完治せず辛い思いをしていることなどを説明すると、Xは、パンフレットを見せながら「極楽仙人Ⅱ」という器械で「火を使わないでお灸効果があります。」と説明した。そして、Xは「使ってみてください。ちょっと上がらせてください。」と言って玄関から部屋に上がり、器械を畳の上に置き、Cに器械の使用方法を教え、体験させた。

Xは「絶対効果がありますから、是非試してみてください。」などと繰り返し言って、器械を熱心に勧めた。Cは「この辛い腰痛が治るなら、少しくらい高くても使ってみたい。」と思い、藁をも縋る思いで器械を購入することに決めた。

数日後、Cは、器械は高いし、腰痛への効果も感じられないと思ったことから、クーリング・オフ期限内にクーリング・オフしようと考え、同社に電話してクーリング・オフを申し出た。同社の電話に出た女性が、Cの申し出に対して「1週間や10日使った位では、効果は現れません。」「長く使っていれば、絶対に効果があります。」等と熱心に説得し、「近いうちに営業の担当者をお宅に伺わせます。」と言って押し切り、クーリング・オフに応じなかった。

数日後、XがC宅に再び訪問して「長く続けていれば、絶対に効果があります。」と言ったり、腰が曲がったおばあさんが、「極楽仙人Ⅱ」を使って腰が伸びた話を、腰の曲がり具合や伸び具合を実演してみせながら話すなど、クーリング・オフさせないよう熱心に説得した。さらに、Xは、Cにクーリング・オフの申し出を撤回する旨の念書を書かせた。Cは、Xに言われるまま文書を書いて、一度下書きした後に便箋に清書して、判子を押して念書をXに手渡した。

6 参考：消費者への注意喚起

★突然の訪問販売に注意！すぐに契約しないこと！

- ・契約締結が目的であることを明示しないまま勧誘行為を行うことは、法令で禁止されています。知らない業者の訪問には注意しましょう。
- ・安価な金額であっても、その場ですぐ契約せず、身近な人に必ず相談しましょう。

★断りきれず契約してしまったら…

- ・契約を締結して商品を受け取った場合でも、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であればクーリング・オフが可能です。お近くの消費生活センターや自治体の相談窓口に相談してください。（消費者ホットライン「188」へ）
- ・クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに相談しましょう。